

介護保険負担限度額認定証について

★介護保険負担限度額認定証（食費・部屋代の負担軽減）

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院など）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、以下の要件を満たす方については、食費・部屋代の負担軽減が行われます。

【介護保険負担限度額の認定要件】

- (1) 世帯全員が市民税非課税世帯であること
また、世帯を分離している配偶者がいる場合は、
その配偶者も非課税であること
- (2) 「預貯金等」が一定額以下であること
- ・単身で1,000万円以下であること
 - ・夫婦では合計額2,000万円以下であること

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

負担段階 利用者	対 象 者	負担限度額（日額）				
		部 屋 代			食費	
第1段階	- 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 - 生活保護等を受給されている方	かつ、 （夫婦 預貯金 二等 千が 万単 円身 で 一 千 万 円	多床室		0円	300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方		従来型個室	（特養等）	320円	
				（老健・療養等）	490円	
			ユニット型個室の多床室		490円	
			ユニット型個室		820円	
			多床室		370円	390円
			従来型個室	（特養等）	420円	
				（老健・療養等）	490円	
			ユニット型個室の多床室		490円	
			ユニット型個室		820円	
第3段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室		370円	650円	
		従来型個室	（特養等）	820円		
			（老健・療養等）	1,310円		
		ユニット型個室の多床室		1,310円		
		ユニット型個室		1,310円		
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし				

申請について

下記の必要書類をそろえて館山市役所高齢者福祉課へ提出してください。添付書類がそろわない場合は、認定を受けられないことがあります。

＜申請時に必要な書類＞

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（両面）
- ② 「預貯金等」の写し（被保険者本人分と、その配偶者がいる場合はご夫婦2人分）

◆「預貯金等」の写し について

- ※ 「預貯金等」資産の合計金額が基準額以下であることを証明するため、ご本人様（配偶者様がいる場合はご夫婦2人分）の「預貯金等」の写しを提出してください。
- ※ 通帳が複数ある場合は、すべての通帳の写しが必要です。
- ※ 1通の通帳について、以下のページのコピーが必要です。
 - ・銀行名・支店名・口座番号・名義：表紙を開けたページに記載されています。
 - ・最終残高：直近の記帳（2ヶ月以内）のページ。
 - ・一つの通帳で定期預金も預けている場合は、定期預金の最終残高のページ。
- ※ 価格評価は、申請日の直近2ヶ月以内の写しにより行います。
申請（予定）日の直近の最終残高が確認できるよう、記帳してください。
(例：直近2ヶ月以内の通帳の写し等)
- ※ 館山市にて生活保護受給中の方は、「預貯金等」の写しは不要です。

《「預貯金等」に含まれるもの》

預貯金等に含まれるもの 資産性があり、換金率が高く、価格評価が容易なものが対象	確認のために添付が必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積み立て購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金（タンス預金）	自己申告（添付書類はありません）
負債：預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く。	借用証書（貸付額、返済期日等が記載され、署名、押印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）

《預貯金等に含まれないもの》

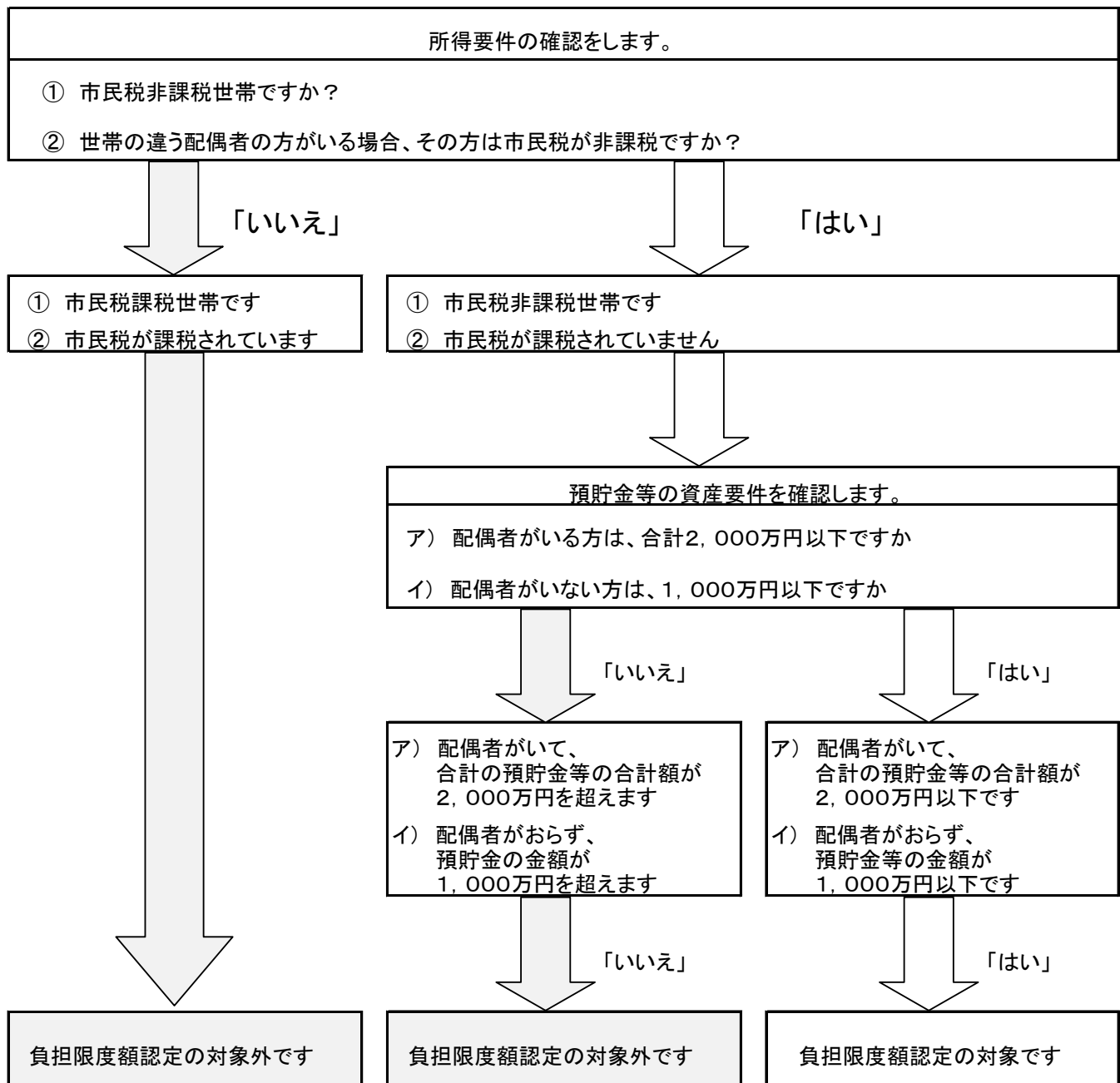
生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

認定の流れは以下のとおりです

介護保険負担限度額認定（食費・部屋代の負担軽減）の該当・非該当については、以下のとおりに判定します。

判定には市民税の課税状況、預貯金等の資産要件などが勘案されます。

～食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ～



よくあるご質問

問：申請書の「同意欄」に署名したくありません。

答：今回の申請は同意書に署名・押印がないと認定できませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。配偶者がいる場合は、配偶者の署名・押印も必要です。
なお、配偶者の行方がわからない等、連絡が取れない場合は、館山市役所高齢者福祉課までご相談ください。

問：夫婦以外に子も同じ世帯です。通帳のコピーは必要ですか？

答：ご本人様と配偶者様以外は不要です。

問：今回の申請では、預貯金等が一定額以上あり、負担限度額認定の対象外でした。今後、預貯金等が減少し資産要件以下になった場合、再度申請できますか。

答：預貯金等が減少し資産要件以下となった場合には、再度負担限度額認定申請をすることができます。適用期間は、申請のあった月の初日にさかのぼり認定します。

～住民税課税層における食費・部屋代の特例減額措置について～

特例減額措置は、住民税課税世帯（第４段階）であっても、資産を勘案し、給付を実施するものです。次の要件を全て満たす場合は、申請により負担軽減（第３段階）を受けることができます。詳細につきましては館山市役所高齢者福祉課までご相談ください。

- ① ２人の以上の世帯の方
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人保健施設に入所し、利用者負担第４段階の食費・居住費を負担
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・部屋代）の見込み額を除いた額が８０万円以下
※公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除する
- ④ 世帯の現金、預貯金等の額が４５０万円以下
- ⑤ 世帯全員に日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産がない
- ⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していない

【問い合わせ・提出先】

〒294-8601
千葉県館山市北条１１４５番地１
館山市役所 高齢者福祉課
TEL ０４７０－２２－３４８９